

有田中学校「学校いじめ防止基本方針」

有田町立有田中学校

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの定義と態様）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、できるだけ早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、必要に応じて保護者や関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための指導体制・組織

（１）名称及び組織構成等

① 「学校いじめ防止対策委員会」

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、関係部活動顧問、スクールカウンセラー
- ※ 必要に応じて学校医や有田町健康福祉課、子育て支援課と連絡をとる
- ・ 学校基本方針の策定、周知・・・全教職員
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・ いじめの相談、通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ・ 緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応

② 「生徒指導部会」

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭
- ・ 各学年の生徒に関する情報の収集、記録、共有化

③ 「教育相談部会」

- ・ 校長、教頭、教務主任、学年主任、各学年教育相談担当、養護教諭、SSW
- ・ 各学年の生徒に関する情報の収集、記録、共有化

（２）重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（生徒の自殺の予告等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

① 重大事案が発生した際は、次のとおり速やかに連絡、報告を行う。

発見者 → 担任または部活動顧問 → 学年主任 → 生徒指導主事
→ 教頭 → 校長 → 教育委員会

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「学校いじめ対策組織」を招集する。

- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

3 いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

① いじめの未然防止

(基本的な考え方)

いじめはどの子供にも起こり得る、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(措置)

- ・ 「いじめ防止対策推進法」を生徒及び保護者に周知する。
- ・ 差別的発言や生徒を傷つける発言等、教職員の不適切な発言や体罰は、いじめを助長することもあるので、厳に慎むこと。(発達障害についての理解を深める)
- ・ 「わかる授業」によって、生徒一人一人の自己肯定感を高める。
- ・ 生徒の自発的・主体的な活動を支援する。
- ・ 「特別な教科 道徳」や学級活動等で、すべての学級でいじめに関する指導を行う。(全校集会、学年集会なども含む)
- ・ 生徒会本部役員を中心にいじめについて考え、防止するための活動を実施する。
- ・ 年度始めに、いじめの定義・対応についての職員研修を行い共通理解を図る。
- ・ 「生徒指導部会」を毎週実施する。

② いじめの早期発見

(基本的な考え方)

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形であることを認識する。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する。

(措置)

- ・ 毎月の学校生活に関するアンケート調査(ありたっ子アンケート)に加え、6月と11月には保護者を含めた学校生活アンケートを実施する。また学級担任との教育相談を5月末と11月の年2回実施することで、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

- ・ いじめへの対応力向上を図る研修会、情報モラル研修会、事例研修会を行い、教職員の資質向上を図る。

③ いじめが発生した際の対処

(基本的な考え方)

いじめの発見、または通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。また、被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

(措置)

- ・ いじめの発見、または相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。
- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（初期対応をしっかりと行う。）
- ・ 発見、または通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有する。
- ・ 組織を中心に、いじめの事実を確認する。
- ・ 事実確認の結果は、校長が責任を持って、町教育委員会に報告するとともに、被害及び加害生徒の保護者に連絡する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署に相談して対処する。
- ・ いじめられた生徒及び保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめた生徒へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。
- ・ いじめた生徒の保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、保護者に連絡して直ちに削除する措置をとる。なお、生徒の生命、または身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める。

(2) 公表、点検、評価等について

(基本的な考え方)

- ・ いじめ問題を隠蔽しない。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が機能しているか、定期的に点検、評価を行う。

(措置)

- ・ 学校だよりや学校ホームページ等で、「学校いじめ防止基本方針」を公表する。

- ・ 毎年度、いじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ・ いじめ問題への取組を、保護者、生徒、教職員で評価し、その評価結果を踏まえて改善に取り組む。

附則

平成２８年４月１日作成

令和４年２月８日改訂

令和６年４月１日改訂

令和７年４月１日改訂